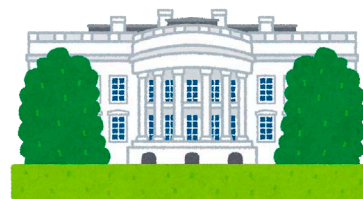


【連載】ワシントン便り

(第10回) USPTO 新長官の就任など



(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所ワシントン事務所 所長
石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

1. はじめに

今回のワシントン便りでは、まず米国知財業界の近況として、3月下旬にワシントンDCで開催されたPTAB法曹協会 (PTAB Bar Association) の年次総会の様子を紹介する。

次に2月から4月に話題になったTillis議員の知財庁構想、USPTOの5Gの特許活動に関する報告書、COVID-19に関するTRIPS ウェイバー提案の妥協案に対する米国内の反応を紹介する。そして最後に、4月13日に遂に就任したUSPTO新長官の話題を紹介する。

2. 米国知財業界の近況

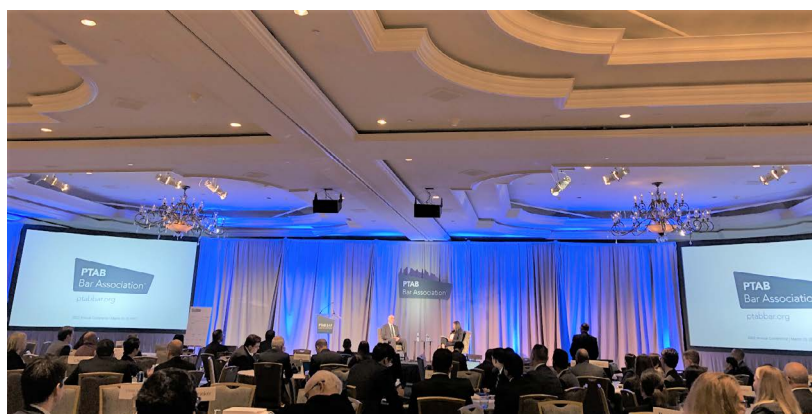
3月下旬にワシントンDCで開催されたPTAB法曹協会の年次総会には、特許弁護士のみならずUSPTOからも多くの物理参加があった。同会は2016年に設立された比較的新しい知財団体で、特

許審判部 (PTAB) の審判制度 (AIA レビュー) に関する議論や提言を行っている。設立以来、PTABと協力的な関係を築いていることが1つの特徴になっている。米国ではPTABの特許審判官 (Patent Administrative Judge) は「ジャッジ」と呼ばれて一目置かれているが、今回の年次総会には多くの審判官がクイズ形式の講演や模擬審判などの親しみやすい形で登壇し、PTAB法曹協会とPTABの関係性の良さが感じられた。

PTABのBoalick首席審判長の講演では、新しくPTABプロボノプログラムが開始されることが発表された。経済的困窮者がPTAB手続の代理を無償で受けられるようにするプログラムである。PTAB法曹協会が事務局になり、2022年6月1日に申請の受け付けを開始し、同会が代理人を選定する。

Hirshfeld長官代行の講演も物理参加で行われた (図1)。講演では、USPTOのコロナ禍における勤

図1 PTAB法曹協会の年次総会におけるHirshfeld長官代行の講演の様子



Hirshfeld長官代行がインタビュー形式で講演を行った。今回の講演やパネルディスカッションでは、透明な仕切りは設定されておらず、登壇者の間隔を広くすることもされていなかった。また、登壇者も聴講者も名札に赤色、黄色又は緑色のシールを貼って、挨拶の際の距離の好みを示すようにされていた。赤色は距離をとって会釈、黄色は肘を当てる挨拶、緑色は握手とハグを示すシールであった。緑色を選択した人が最も多く見られた。

務状況について在宅勤務への移行が円滑に行われたこと、USPTOでは以前から職員や発明者の多様性に関する取り組みを積極的に進めていること、PTABではArthrex最高裁判決を受けて長官代行によるレビューを実施していること、新長官の就任を楽しみにしていることなどが紹介された。

審判実務に関して今回の年次総会で繰り返し話題になったことは、いわゆる Fintiv ルールであった。このルールは、特許訴訟と IPR（当事者系レビュー）が併存する場合に、PTAB 審判官が IPR の審理開始を裁量で拒否することができるものである。近年、約 4 割の IPR がこのルールに基づいて審理されておらず、ルールの見直しや透明性の向上を求める声がある。今回の年次総会では、新長官が就任してから重要な検討課題であるという認識で共通していた。

3. Tillis 議員が知財庁構想を提案

1 月 26 日、米国連邦議会の上院司法委員会知財小委員会の Thom Tillis 議員（ノースカロライナ州選出、共和党）は、合衆国行政会議（Administrative Conference of the United States、ACUS）¹ の Matthew Wiener 議長代行ら宛てに、知財庁設立の要否に関する調査を要請する書簡²を送付した。

Tillis 議員は、知財に関連した機関が複数の連邦政府機関に散在していることが政策の矛盾や不必要な官僚制の原因となっており、知財関連部門を 1 つの機関に集中させることで、米国民の知財システムへの参加を支援するとともに、知財の重要性を示すことができると述べている。

Tillis 議員の構想は、少なくとも商務省に設置されている USPTO と米国議会図書館に設置されている著作権局を統合し、さらに、大統領行政府内に設置されている知的財産執行調整官（IPEC）室及び他機関の知財関連部門を統合して独立機関を設立するというものである。この機関の長は大統領による指名及び上院による承認が必要な役職とし、特許、商標、著作権、政策調整といった分野ごとに局長を

設置すべきだとしている。

現在は、USPTO 長官は大統領による指名及び上院による承認が必要である一方、著作権局長は議会図書館により指名されている。また、USPTO の財源は手数料収入である一方、著作権局の財源は手数料収入だけでなく議会図書館の予算からも支出されているといった点で両機関は異なる。

調査で検討すべきとされた点は以下のとおり。

▷財源

財源を手数料収入のみとする方法、権利の登録や記録に関する業務は手数料収入とし、他の業務には政府予算を充てる方法、及び、その他の可能性としてどの業務に政府予算を充てるかについて異なる方法を検討する。どのような仕組みとするかにかかわらず、業務の継続性のために予備費を確保すること、全ての手数料を知財に関する業務のみに使用することが重要

▷主要業務

以下それぞれの業務をどのように実施するかを検討する。

- ・特許権の付与と発行、権利の譲渡や移転等の記録
- ・商標権の登録、権利の譲渡や移転等の記録
- ・著作権の登録、関連する記録、ライセンスプログラム（使用料の徴収）
- ・大統領、議会、裁判所及び政府機関に対し、国内及び国際的な知財に関する問題について助言を行うこと
- ・知財に関する問題の調査
- ・連邦機関や国民に対し、もしくは他国知財庁などと協力して、教育プログラムを実施すること
- ・知財に関して国際会合や交渉の場で米国を代表すること
- ・知財に関する法令の発行
- ・知財に関する国際機関の会合や他国政府との会合への出席

1 官民セクターの代表者から成る連邦政府の独立機関で、行政手続の改善に向けた政策提言等を行っている。

2 https://ipo.org/wp-content/uploads/2022/02/Ltr_Senator-Tillis-to-Administrative-Conference_re-Study-on-US-Intellectual-Property-Office_27-Jan-2022-001.pdf

- ・ 議会の指示もしくは知財関連法の規定による業務
- ・ 知財に関して少数派を含む国民を直接支援すること
- ・ USPTO 特許審判部 (PTAB) などの審判制度の提供
- ・ 特許諮問委員会 (PPAC) などの諮問委員会の資金拠出
- ・ 他に知財庁にとって必要な業務

▷重複機能の合理化

著作権に関する国内及び国際的な政策立案を USPTO と著作権局が一緒に行うなど、統合知財庁の設立によりどの業務を合理化できるか検討する

しかし、ACUS は調査に必要な専門性やリソースがないとして、この調査により適した機関である米国連邦行政アカデミー (National Academy of Public Administration, NAPA)³ に依頼することを提案した。そこで、Tillis 議員は 3 月 15 日に NAPA に書簡⁴を送付し、USPTO 及び著作権局と協力してこの調査を実施し、2023 年 3 月 31 日までに調査を完了することを求めた。Tillis 議員は同時に USPTO と著作権局にも書簡⁵を送付し、この問題について議論するために共同で諮問委員会を設立することを求めた。

NAPA は 3 月 31 日、知財庁設立の可否に関する調査を実施すると発表した。NAPA の Teresa W. Gerton 会長兼最高経営責任者は Tillis 議員への書簡⁶の中で、NAPA はこの調査の実施に関して USPTO 及び著作権局とすぐに協議を開始するとしつつ、協議の成否は両機関の協力的な参加と調査費の負担に大きく左右されると述べた。

4. USPTO が 5G の特許活動に関する分析結果を公表

USPTO は 2 月に 5G 無線技術に関する特許について報告書⁷を公表した。USPTO は、5G に関しては複数の企業が競争しており、いずれかの企業が独占的な地位を有していることはない結論付けている。今回の報告書は、2021 年 1 月に国家電気通信情報庁 (NTIA) の取りまとめで作成された 5G に関する国家戦略⁸の中で、5G 関連企業の世界的な競争力と米国の経済的脆弱性について十分な情報に基づいた理解を得ることが、米国政府に対して求められたことに応じたものである。

USPTO は報告書について、既存の研究のように特許やパテントファミリーの件数のみを分析するよりも大局的な視点を提供していることが特徴であると説明している。この点については、既存の研究では特許やパテントファミリーの件数の分析に基づいて、Huawei などの外国企業が米国企業に先んじていると評価されてきたことへの応答だとする見方もある。

報告書では、まず、欧州電気通信標準化機構 (ETSI) に対して標準必須特許と宣言された 5G のパテントファミリーについて分析し、特許取得が最も活発な企業として Ericsson、Huawei、LG、Nokia、Qualcomm、Samsung の 6 社を挙げている。6 社の中では Huawei が最も多くのパテントファミリーを有する一方で、三極特許庁 (米国 (USPTO)、欧州 (EPO)、日本 (JPO)) におけるパテントファミリーは Qualcomm が最多である。既存の研究で挙げられている ZTE は、自国内の特許取得が中心であり、自国外では 6 社に後れを取っているとしている。

具体的には、5G のパテントファミリーの件数は、全世界で見ると Huawei (4,500 件超) が最も多く、

3 独立、非営利、無党派の団体で、政治家や学者等のフェローを 1,000 人以上有し、研究を通して政府機関における実務の効率性と質を向上することを目的に活動している。

4 http://www.ipwatchdog.com/wp-content/uploads/2022/03/3.15.2022-Ltr-to-NAPA-from-Sen.-Tillis_USIPO-Study-Final-with-Annex.pdf

5 http://www.ipwatchdog.com/wp-content/uploads/2022/03/3.15.2022-Ltr-to-USPTO-and-USCO-from-Sen.-Tillis_USIPO-Study-Final-with-Annex.pdf

6 <http://www.ipwatchdog.com/wp-content/uploads/2022/03/Gerton-Tillis-Response-033022.pdf>

7 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-5G-PatentActivityReport-Feb2022.pdf>

8 https://www.ntia.gov/files/ntia/publications/2021-1-12_115445_national_strategy_to_secure_5g_implementation_plan_and_annexes_a_f_final.pdf

次いでLG (4,000件超)、Qualcomm (3,500件超)、Samsung (3,000件超)、ZTE (2,000件超)、Ericsson (2,000件弱)、Nokia (1,500件超)であった。三極特許庁に出願されたパテントファミリーに絞ると、Qualcomm (700件超)が最も多く、次いでSamsung (400件超)、LG (400件超)、Huawei (400件超)、Ericsson (200件超)、Nokia (200件弱)、ZTE (50件弱)であった。

次に、報告書では、ETSIに対して標準必須特許と宣言された5Gの特許が、USPTOに最も出願されている4つの技術分野⁹を特定して分析している。その結果、これらの技術分野ではLGとQualcommが最も活発な特許活動を行っており、Samsung、Huaweiが追従することが多いとされた。さらに、USPTOに出願された特許の特徴や価値を技術分野別に分析した結果では、Qualcommの特許の権利範囲が最も広い¹⁰とされた。EricssonとNokiaは基本特許を多く有し¹¹、QualcommとSamsungの特許は他社と比べて技術的価値が高い¹²とまとめられている。

5. 訴訟差止命令 (ASI) の執行を制限する法案の上程

3月8日、外国の裁判所による訴訟差止命令 (ASI: anti-suit injunction) の執行を制限するための法案であるDefending American Courts Act¹³が米国連邦議会下院に上程された。Tillis議員が、Chris Coons議員 (デラウェア州選出、民主党)、Tom Cotton議員 (アーカンソー州選出、共和党)、Mazie Hirono議員 (ハワイ州選出、民主党) 及びRick Scott議員 (フロリダ州選出、共和党) と共同

で提出したものである。

ASIは、複数の国で実質的に同一の内容が争われている場合に、いずれかの国の裁判所が当事者による他国での訴訟の提起や継続を制限するために出す命令である。近年では特に、世界的な紛争となることが多い標準必須特許 (SEP) に関する事件において出され、裁判管轄の観点などから議論されてきた。

Tillis議員のプレスリリース¹⁴によると、この法案は、中国が米国の技術を窃取するために、中国の裁判所が世界中の知財紛争の解決を行うことを目指して、米国内の特許訴訟に干渉しようとしていることへの対処を目的としている。

法案では、米国の裁判所における訴訟に関して、中国に限らず外国の裁判所によって出されたASIを対象にしている。法案が対象にしているASIには、米国国際貿易委員会 (ITC) における関税法第337条に基づく調査を制限する命令や、米国において特許侵害訴訟などの控訴を制限する命令も含まれる。

そして、米国の裁判所などで特許侵害を申し立てられた者 (被疑侵害者) が、ASIに基づいて特許権者の主張を制限しようとした場合には、もし裁判所などによって侵害が認定されると、当該侵害は故意であると推定され懲罰的損害賠償¹⁵の対象とされる。また、弁護士費用の負担について、当該事件は例外的¹⁶であると推定され、裁判所は侵害者に対して特許権者の弁護士費用の賠償も命じることができる。

ほかに、当該被疑侵害者がUSPTOのPTABに特許のレビューを申請した場合には、USPTO長官はレビューの審理開始を却下することも規定されている。

当事者間でASIに従うという事前の合意がある場

9 4つの技術分野とは、Management of local wireless resources、Multiple use of transmission path、Radio transmission systems、Information error detection or error correction in transmission systemsである。

10 Legal breadthとして最も短い独立クレームの単語数を分析している。独立クレームの単語数が少ないほど権利範囲が広く、より価値が高いという前提に基づく。

11 Radicalnessとして特許の中で先行技術として引用されている特許の件数を分析している。先行技術の数が少ないほど基本的な技術であり、より新しい技術であるという前提に基づく。

12 Technical relevanceとして他の特許の中で先行技術として引用された回数を分析している。

13 <https://www.congress.gov/bills/117/congress/senate/bills/3772/>

14 <https://www.tillis.senate.gov/2022/3/tillis-coons-cotton-hirono-and-scott-introduce-bipartisan-bill-to-prevent-the-chinese-communist-party-from-stealing-american-intellectual-property>

15 米国特許法第284条では「裁判所は、損害賠償額を、評決又は査定された額の3倍まで増額することができる」とされ、判例法により、侵害が故意であると賠償を3倍に増額し得るとされている。

16 米国特許法285条では「裁判所は、例外的事件においては、勝訴当事者に支払われる合理的な弁護士費用を裁定することができる」とされている。

合や、特定の裁判所や仲裁機関で紛争解決を図るという当事者間の契約上の合意を履行するためにASIが出された場合には、以上の内容は適用されないとされている。

また、法案では、USPTOに対して、研究開発や標準策定を含む米国の技術上の主導的地位を維持するための特許の重要性、及びASIの悪影響について調査し、報告することを求めている。法律が成立し、施行された場合には、USPTOは法律の施行から1年以内に上院司法委員会に報告することになる。

6. TRIPS ウェイバー妥協案に対する米国内の反応

米国通商代表部（USTR）は3月15日、WTOにおけるTRIPS ウェイバー提案に関する米国、南アフリカ、インド、EUによる非公式協議について、文書での合意には至っていないが、妥協案に達したと発表¹⁷した。COVID-19関連でTRIPS協定の知財保護義務を免除するというウェイバー提案について、USTRは2020年5月に支持を表明し¹⁸、その後、南アフリカ、インド、EUと協議を続けてきた。

妥協案のポイントは以下のとおりとされている¹⁹。妥協案が成立するには、全てのWTO加盟国の賛成を得る必要がある。

- ・COVID-19のワクチンの生産及び供給に関する特許について、加盟国は権利者の同意なしに特許の実施を許可することができる。
- ・この措置を実行できるのは、2021年においてCOVID-19のワクチンの輸出が世界の輸出合計の10%未満だった開発途上国とする。
- ・加盟国は6カ月以内にCOVID-19の診断及び治療方法を対象に含めるか否かを決定する。

妥協案について、米国内では、多くの団体等が意見を表明している。ウェイバー提案の賛成派、反対派に寄らず多くの団体等が妥協案に反対している。

- ・米国研究製薬工業協会（PhRMA）は、3月15日に声明²⁰を出し、ウェイバー提案に関する議論は有害無益であり、強い知財保護によりワクチンは十分に生産されているため、いかに世界中の人々に届けるかを議論すべきだと述べた。
- ・全米商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）は3月16日付の声明²¹で、ワクチン普及の障壁はワクチンの生産ではなく輸送であり、妥協案は本当の問題を捉えていないため拒否されるべき、知財権を放棄することはワクチンの製造や技術移転を可能にしているライセンス契約を危機にさらすと述べた。
- ・バイオテクノロジーイノベーション協会（BIO）による3月16日付の声明²²も、本当の問題は知財ではない、知財保護を弱めることで次のパンデミックへの対処が困難になると批判した。
- ・貧困や不平等を無くすために活動しているNPO団体のOxfam Americaは3月16日付の声明²³で、知財制度がワクチン普及の障壁であると認められたのは成果であるとしつつ、妥協案は特許に関してはほとんどTRIPS協定の枠組みの範囲内である上、対象に営業秘密などの他の知財やCOVID-19の治療法が含まれておらず、不十分であると批判した。
- ・米国知財権者協会（IPO）、米国知財法協会（AIPLA）、国際ライセンス協会（Licensing Executives Society International）、米国・カナダライセンス協会（Licensing Executives Society (U.S.A. & Canada)）及びニューヨーク

17 <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/march/statement-ustr-spokesperson-adam-hodge-wto-trips-waiver-discussions>

18 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2021/20210505.pdf

19 妥協案とされる文書は公式には発表されていないが、米国のニュースサイトSTATが交渉関係者に確認したものとして掲載している。
<http://freepdfhosting.com/4d79fc6c70.pdf>

20 <https://phrma.org/resource-center/Topics/Intellectual-Property/PhRMA-Statement-on-WTO-TRIPS-Waiver-Negotiations>

21 <https://www.uschamber.com/intellectual-property/u-s-chamber-of-commerce-opposes-proposal-at-wto-to-waive-intellectual-property-rights>

22 <https://www.bio.org/press-release/bio-statement-reports-proposed-deal-covid-19-vaccine-ip-rights-waiver>

23 <https://www.commondreams.org/newswire/2022/03/16/oxfam-reaction-potential-wto-trips-waiver-compromise>

知財法協会（NYIPLA）は3月24日に共同声明²⁴を出した。声明では、妥協案において知財がCOVID-19のワクチンの生産や供給における障壁であるかのように取り上げられているのは誤っており、COVID-19への世界的な対応を可能にした技術開発において知財は重要な役割を果たしたと述べている。

Tillis議員、Cotton議員及びMarsha Blackburn議員（テネシー州選出、共和党）は3月23日、妥協案への懸念を表明する書簡²⁵をRaimondo商務長官に送付した。書簡の中で議員らは、中国やロシアが地政学的な見返りを視野に開発途上国で大規模なインフラ投資を行っているため、妥協案が成立した場合には米国の知財が開発途上国を通じてロシアのような敵対国に確実に移転されるとし、USTRによる妥協案への合意を覆すために省庁間プロセスや大統領への進言などの可能な手段を全て講じるよう要請した。

7. Kathi Vidal氏がUSPTO長官に就任

4月5日、米国連邦議会上院は、バイデン大統領が2021年10月に商務省知財担当次官兼USPTO長官に指名したKathi Vidal氏²⁶について、指名を承認した。

承認を受けてVidal氏は、バイデン大統領と上院に感謝するとともに、USPTOが関係機関や民間部門、大学、NGO、議会と連携することで、特に重要な技術分野でより多くのアイデアに影響力を持たせることができるとコメントした。そして、米国の競争力向上と経済発展に向けて、Raimondo商務長官、包摂的イノベーション協議会（Council for Inclusive Innovation）、商務省チームと共に、包摂的で拡張的なイノベーションと起業家精神（entrepreneurship）を促進するためにUSPTOを率いることを楽しみにしていると述べた。

また、長官代行を務めてきたHirshfeld氏は、副長官が決まるまではVidal長官を補佐し、夏に政府

職を引退することを明らかにした。

4月13日には、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）のMoore首席判事の立ち合いの下で宣誓を行い、Vidal氏はUSPTO長官に正式に就任した。同日Vidal長官は、USPTOのウェブサイトを通じて以下のように述べた。

- ・長官としてまず行うのは、米国のイノベーションを拡大し、保護し、商業化するために一緒に何ができるかについて対話すること。この後の2〜3カ月間、できるだけ多くのステークホルダーの意見を聞くつもりである。クリエイター、発明家、起業家や、大きな夢を持つ人、特にこれまで知財に参加できなかった人たちと話したい。
- ・現政権下では包括的イノベーション協議会（CI2）、USPTOのアウトリーチ活動、地方支部、知財エコシステムなどに関する意見募集、特許の質の向上、商標近代化法の施行などの進展があった。
- ・特に生命工学、AI、量子コンピュータ、環境関連技術、半導体等の重要技術分野において、イノベーションと既存技術や重要新興技術の改良をさらに促進する必要がある。人々に現場で会い、学校、大学、コミュニティでイノベーションを教えて動機付けし、イノベーションハブを生み出す必要がある。企業におけるイノベーションと、米国での製造のための米国企業による投資を促進、保護する必要がある。地域や身分にかかわらずイノベーション、起業家精神、創造性による新しい時代となるよう動機付けする必要がある。最も大切なのは、不適切な利己主義的行為を最小化しつつ、重要なイノベーションを動機付けし、保護し、影響力を持たせることである。
- ・知財保護により動機付けされたイノベーションは、雇用創出、国家安全保障の強化、福祉向上のための機会を作り出す。
- ・様々なステークホルダーや産業により利害の異なる問題が多くあり、注意深く検討する必要がある。私はUSPTOの職員やステークホルダーの話

24 <https://ipo.org/wp-content/uploads/2022/03/Joint-IP-Association-Statement-re-TRIPS-Waiver-Compromise-March-24-2022.pdf>

25 <https://www.ipwatchdog.com/wp-content/uploads/2022/03/3.23.2022-LTR-to-Sec-Raimondo.pdf>

26 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20211026.pdf

を直接聞き、共通の目標に向けて解決策を考える。

多くの産業団体などが祝福の声明を出している。

- ・全米商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）は声明²⁷で、Vidal氏は多くの特許訴訟を経験したことでUSPTO長官として必要な知見を有していると述べて承認を歓迎した。その上で、USPTOは米国の発明家を支援し、発明や創作活動への投資を可能にし、経済成長を活性化するために重要な役割を有していることを指摘し、また、パンデミックを踏まえた公衆衛生や経済発展、平等の実現のために発明や創作活動がより一層重要になっていると述べた。
- ・発明家の団体であるInnovation Allianceは声明²⁸で、Vidal氏が、米国のイノベーションを促進するために全ての利害関係者と協力する、またIPRが乱用されている可能性を踏まえてさらなる改革が必要か否かを検討すると述べたことを評価した。
- ・コンピュータ通信産業協会（Computer & Communications Industry Association）は声明²⁹で、発明促進と相互運用性（interoperability）を確保しつつ権利者を保護するというUSPTOのア

ジェンダの推進、特許審査の質の維持・向上、追加の審査官を雇用するためのリソースや特許審査の時間の確保、IPRの強化等を期待として挙げた。

- ・PTAB法曹協会は、Andrei Iancu前長官とHirshfeld長官代行の尽力によりUSPTOは強い地位を保っており、Vidal氏は将来に向けてUSPTOを率いるのに適当な人物であるとした。
- ・米国映画協会（Motion Picture Association）は声明³⁰で、映画やストーリーミングなどの著作権関連産業はアメリカ経済に多大に貢献しており、この成功は米国の著作権制度によりもたらされているとし、知財担当次官としてのVidal氏との協働を期待すると述べた。

Vidal長官は今後、特許適格性、PTABによるIPRの審理開始の裁量による拒否、Arthrex最高裁判決を受けた長官によるレビュー、標準必須特許（SEP）の政策声明改定、商標出願の急増といった課題に取り組むこととなる。また、Michelle Lee氏³¹以来、2人目の女性のUSPTO長官となることから、Vidal長官には多様性向上のための取り組みを実施することも期待されている。

石原 徹弥（ISHIHARA Tetsuya）

2001年、特許庁に入庁し、特許審査官、審判官のほか、秘書課長補佐（弁理士制度企画班長）、審査基準室長補佐（基準企画班長）、調整課長補佐（企画調査班長）、品質管理室長などを経験。また、経済産業省知的財産政策室長補佐、テキサス大学オースティン校客員研究員、津田塾大学非常勤講師を経験。2020年7月より現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。米国IP study Groupのメルマガを配信中。

27 <https://www.uschamber.com/intellectual-property/u-s-chamber-congratulates-kathi-vidal-welcomes-confirmation-as-director-of-the-united-states-patent-and-trademark-office>

28 <https://innovationalliance.net/from-the-alliance/innovation-alliance-statement-on-confirmation-of-kathi-vidal-as-uspto-director/>

29 <https://www.cciainet.org/2022/04/917572/>

30 <https://www.motionpictures.org/press/motion-picture-association-statement-on-confirmation-of-kathi-vidal-as-director-of-uspto/>

31 在任期間は2015年1月～2017年6月